
3004. 輸出申告変更事項登録

業務コード	内 容
E D A 0 1	輸出申告変更事項登録

1. 業務概要

輸出申告等の内容を許可前に変更する場合に、以下の手続き（以下、輸出申告等といふ。）に係る変更事項を登録する。コンテナ扱い申出適用後または予備申告後の変更事項登録も、本業務で行う。

申告等種別コード	手続き内容	特記事項
E	輸出申告	輸出予備申告、コンテナ扱い申出兼予備申告（輸出申告）を含む。
N	特定委託輸出申告	以下、輸出申告に含む。
M	特定製造貨物輸出申告	以下、輸出申告に含む。
R	積戻し申告	積戻し予備申告、コンテナ扱い申出兼予備申告（積戻し申告）を含む。
T	特定輸出申告	
G	展示等積戻し申告	
C	コンテナ扱い申出	

本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

登録した変更事項は「輸出申告（E D C）」業務、または「輸出申告変更（E D E）」業務までの間、任意に訂正できる。

申告等種別コード「N」、「C」の場合、「輸出承認証等識別」欄に「A E O U」または「A E O H」を入力することで特定委託輸出申告が可能である。

申告等種別コード「M」、「C」の場合、「輸出承認証等識別」欄に「A E O M」を入力することで特定製造貨物輸出申告が可能である。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

大額申告の場合、入力欄数は50欄以下であること。

少額申告の場合、入力欄数は1欄であること。

申告価格の合計が13桁以下であること。

「ベーシックプライス按分係数」欄に入力された按分係数の合計が18桁（小数点を含む）以下であること。

邦貨換算後のベーシックプライスの金額、FOB価格、インボイス価格は、それぞれ13桁以下であること。

輸出統計品目番号に係る数量が統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の数量が12桁以下であること。

本業務または「輸出許可内容変更事項登録（E A A）」業務により発生する枝番は、9以下であること。
Air-NACC Sの場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

: 处理を行う

項目番号	チェック内容	申告等種別コード	E	N	M	R	T	G	C
1	システムに登録されている利用者であること。								
2	輸出申告DBに登録されている申告者(コンテナ扱い申出者)または申告予定者と同一であること。								
3	道路運送車両法における輸出抹消仮登録(以下、輸出抹消仮登録という。)を証明する旨を登録する場合は、入力者が輸出自動車DBに登録されている輸出自動車情報登録を行った通関業者と同一であること。								
4	電子インボイス受付番号に入力があった場合は、事項登録者、申告予定者または入力者がインボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者または代理店と同一であること。								
5	特定委託輸出申告の場合は、申告予定者または入力者が認定通関業者としてシステムに登録がされていること。(コンテナ扱い申出時はチェックしない。)								

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック

(A) 申告等番号が輸出申告DBに存在すること。

(B) 輸出申告等、予備申告またはコンテナ扱い申出のいずれかが行われていること。

(C) 輸出許可等となっていないこと。

(D) 以下の登録がされていないこと。

「輸出等申告撤回」(コンテナ扱い申出兼予備申告も含む。)

「輸出等申告手作業移行」(コンテナ扱い申出兼予備申告も含む。)

「コンテナ扱い申出撤回」

「コンテナ扱い申出手作業移行」

「コンテナ扱い適用中止」

(E) 申告後、特定委託輸出申告から特定委託輸出申告以外の申告への変更及び逆の変更でないこと。

(F) 申告後、特定製造貨物輸出申告から特定製造貨物輸出申告以外の申告への変更及び逆の変更でないこと。

(4) 貨物情報DBチェック (Sea - NACCのみ)

郵便物である旨の入力がある場合は、チェックを行わない。

(A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。

(B) 当該申告に係る貨物であること。

(C) 入力された以下の項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。(については本船扱い貨物(特定輸出申告で自社本船通関を含む。)の場合にチェックする。また、 については特定輸出申告およびコンテナ扱い申出(全量蔵置済みは除く)の場合はチェックしない。)

申告予定者コード

貨物個数

個数単位コード

積載予定船舶コード

積込港コード

蔵置場所

- (D) 仕分けの親となっていないこと。
 - (E) 仕合せの親となっていないこと。
 - (F) 訂正保留となっていないこと。
 - (G) 貨物情報D Bに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていた場合は、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が入力されていること。
 - (H) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。
 - (a) 輸出申告等（コンテナ扱い申出及び予備申告を除く。）が行われている場合は、以下のチェックを行う。（特定輸出申告の場合はチェックしない。ただし、 については蔵置中に限ってチェックを行う。）
 - 貨物情報D Bに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - 貨物情報D Bと同一の他所蔵置許可申請番号が入力されていること。
 - 本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
 - (b) コンテナ扱い申出及び予備申告中の場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、貨物情報D Bに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。
 - (I) 以下の登録がされていないこと。
 - 「亡失届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「現場収容」
 - 「税關内収容」
 - 「その他の搬出承認」
 - (J) 貨物手作業移行されていないこと。
 - (K) コンテナ扱い申出不適用の旨が登録されている貨物の場合は、コンテナ扱い本数が入力されていないこと。
 - (L) 特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合、通関予定蔵置場がシステム参加保税地域^{*5}または他所蔵置場所であること。
 - (* 5) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。
- (5) 輸出貨物情報D Bチェック (Air - N A C C Sのみ)
- 入力されたAWB番号が輸出貨物情報D Bに登録されている場合は、以下のチェックを行う。ただし、郵便物である旨の入力がある場合は、チェックを行わない。
- (A) MAWBでないこと。
 - (B) 未ラベルでないこと。（輸出予備申告が行われた申告のみ行う。）
 - (C) 仮陸揚げ貨物でないこと。
 - (D) システム外許可済でないこと。
 - (E) 当該申告に係る貨物であること。（AWB番号の変更がない場合のみ行う。）
 - (F) 貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。
 - (G) 車上通関扱いの旨が登録されている場合は、輸出申告D Bの輸出承認証等識別に車上通関扱いの旨が登録されていること。
 - (H) 入力された以下の項目が、輸出貨物情報D Bに登録されている内容と一致すること。（ については特定輸出申告の場合はチェックしない。）
 - 通關依頼先
 - 貨物個数
 - 蔵置場所（輸出予備申告変更を除く。）

- (I) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (J) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。
- (K) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。
- (L) 訂正保留となっていないこと。
- (M) 搭載完了登録されていないこと。
- (N) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。
 - (A) 輸出申告等（予備申告を除く。）が行われている場合は、以下のチェックを行う。（特定輸出申告の場合はチェックしない。ただし、 については蔵置中に限ってチェックを行う。）
 - 輸出貨物情報D Bに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - 輸出貨物情報D Bと同一の他所蔵置許可申請番号が入力されていること。
 - 本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
 - (B) 予備申告中の場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、輸出貨物情報D Bに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。
- (O) 以下の登録がされていないこと。
 - 「貨物差止め」
 - 「亡失届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「その他」
- (P) 輸出申告D Bに登録されている通関予定蔵置場に搬入されていること。（輸出予備申告変更を除く。）
- (Q) 貨物手作業移行されていないこと。
- (R) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認がされていること。
- (S) 展示等積戻し申告の場合、積戻し貨物であること。
- (T) 特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合、通關予定蔵置場がシステム参加保税地域^{*5}または他所蔵置場所であること。
- (U) U B G貨物でないこと。

(6) 輸出品目D Bチェック

- (A) 大額申告の場合は、以下のチェックを行う。

項目番 チェック内容	申告等種別コード	E	N	M	R	T	G	C
1 輸出統計品目番号が輸出品目D Bに存在すること。								
2 輸出統計品目番号に適用期間が登録されている場合は、申告年月日（申告前は本業務日）が適用期間内であること。								
3 輸出統計品目番号について、あらかじめ適用条件が付されている場合は、その範囲内であること。								
4 輸出品目D Bに金統計上である旨の登録がされている場合は、「N A C C S用コード」欄に再輸出の貨物の旨の入力がないこと。								

- (B) 少額申告の場合で、輸出統計品目番号の入力がある場合は輸出品目D Bに存在すること。

(7) 本船・ふ中扱い承認申請D Bチェック

システムで扱い出された本船・ふ中扱い承認申請番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請D Bに存在すること。
- (B) 入力された以下の項目が、本船・ふ中扱い承認申請D Bに登録されている内容と一致すること。

輸出管理番号
輸出者コードの先頭8桁
積載予定船舶コード

(8) 輸出関税減免税コードD Bチェック

項目番号	チェック内容	申告等種別コード	E、N、M、R	T	G	C
1	関税減免税コードが輸出関税減免税コードD Bに存在すること。					
2	申告年月日(申告予定年月日)が関税減免税コードの適用期間内であること。					
3	特定輸出申告の場合は、入力された関税減免税コードに、特定輸出申告で使用不可の旨が登録されていないこと。					

(9) 輸出貿易管理令関連チェック

項目番号	チェック内容	申告等種別コード	E、N、M、R	T	G	C
1	「輸出承認証等区分」欄に輸出貿易管理令(以下、「輸出令」という。)別表1の許可済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表1に該当するコードの入力があること。					
2	「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表1に該当するコードの入力がある場合は、「輸出承認証等区分」欄に輸出令別表1の許可済に該当するコードの入力があること。					
3	「輸出承認証等区分」欄に輸出令別表2の承認済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表2に該当するコードの入力があること。					
4	「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表2に該当するコードの入力がある場合は、「輸出承認証等区分」欄に輸出令別表1の許可済または輸出令別表2の承認済に該当するコードの入力があること。					
5	「輸出貿易管理令別表コード」欄に無償貨物に限り適用されるコードの入力がある場合は、「インボイス価格区分コード」欄に無償貨物の旨または有償貨物と無償貨物の混在の旨の入力があること。					
6	「輸出貿易管理令別表コード」欄に少額申告に限り適用されるコードの入力がある場合は、当該申告は少額申告であること。					
7	「輸出貿易管理令別表コード」欄に入力されたコードに対して適用される仕向国がある場合は、入力された最終仕向地の国名と一致すること。					
8	「輸出承認証等区分」欄に輸出令別表コードの入力を要するコードの入力がある場合は、いずれかの「輸出貿易管理令別表コード」欄に入力があること。					
9	特定輸出申告の場合は、「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表1の第1項に該当するコードが入力されていないこと。					

(10) 輸出自動車D Bチェック

項目番号	チェック内容	申告等種別コード	E、N、M、R	T	G	C
1	輸出自動車情報登録番号が輸出自動車D Bに存在すること。					
2	輸出自動車D Bに申告等番号が登録されている場合は、入力された申告等番号が同一であること。					
3	マニュアルで輸出抹消仮登録が証明済である旨の登録がされていないこと。					

(11) インボイス・パッキングリストD Bチェック

(A) 電子インボイス受付番号の入力があった場合は、以下のチェックを行う。

ただし、通常申告または本申告後の場合は、電子インボイス受付番号が変更された場合のみチェックを行う。

入力された電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストD Bに存在すること。
輸出インボイスであること。

他の輸出申告等（予備申告を除く。）で使用されていないこと。

(B) 「インボイス識別」欄に「C」の入力がある場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務がされていること。

(12) 包括コンテナ扱い申出D B チェック

包括コンテナ扱い申出番号に対する包括コンテナ扱い申出D B が存在すること。

包括コンテナ扱い申出D B に登録された輸出入者コードの先頭8桁と、入力された輸出者コードの先頭8桁が一致すること。

申告年月日（申告予定年月日）が、包括コンテナ扱い申出D B に登録されている適用期間内であること。

(13) その他のチェック

(A) 大額申告の場合、少額申告の場合にかかわらないチェック

項番	チェック内容	申告等種別コード	E、N、M、R	T	G	C
1	申告時の税額計算用の換算レートがシステムに登録されていること。					
2	申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。					
3	MDA貨物の場合の申告官署は、MDA受付官署であること。					
4	「申告先種別コード」欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付けた税關官署及び部門がシステムに登録されていること。					
5	通關予定蔵置場が自社施設の場合は、当該申告の輸出者が自社施設を管理する輸出者であること。（輸出者コードの先頭8桁が一致すること。）					

(B) 大額申告の場合のみのチェック

項番	チェック内容	申告等種別コード	E、N、M、R	T	G	C
1	欄単位の申告価格を算出する場合で、「ベーシックプライス按分係数」欄に入力されていない欄がある場合は、申告価格は按分計算をしないで算出できること。					
2	「ベーシックプライス合計」欄に入力がある場合は、入力された値は「ベーシックプライス按分係数」欄に入力された按分係数の合計値より大きいか等しいこと。					
3	欄統合後に申告価格が201,000円以上になる欄が1欄以上存在すること。					
4	1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。					
5	全欄が無償貨物に係る入力でないこと。					

(C) 管轄税關に係るチェック

輸出申告等（特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く）の場合は、申告官署は通關予定蔵置場を管轄する税關であること。

特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合は、通關予定蔵置場を管轄する税關以外への申告も可能とする。

特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合は、積込港を管轄する税關の営業区域内ある通關業者については、通關業者の営業区域外の税關への申告を可能とする。

5. 処理内容

: 处理を行う

項目番号	処理内容	申告等種別コード	E、N、M、R	T	G	C
1	入力チェック処理					
2	あて先官署決定処理					
3	邦貨換算処理					
4	申告価格算出処理					
5	申告価格の統合処理					
6	統計計上用計算処理					
7	代表輸出統計品目番号の設定処理					
8	あて先部門の決定処理					
9	申告等番号の枝番拝出し処理					
10	搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理					
11	輸出申告DB処理					
12	貨物情報DB処理 (Sea - NACCSのみ)					
13	輸出貨物情報DB処理 (Air - NACCSのみ)					
14	輸出自動車DB処理					
15	インボイス・パッキングリストDB処理					
16	注意喚起メッセージ出力処理					
17	出力情報出力処理					

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) あて先官署決定処理

コンテナ扱い適用後の変更事項登録の場合に、申告先種別コード及び通関予定蔵置場に基づき申告官署を決定する。（上記以外で入力がない場合は、当時の輸出申告等のあて先官署を引き継ぐ。）

(A) 「あて先官署コード」欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(B) 「あて先官署コード」欄に入力がない場合は、「申告先種別コード」欄ごとに、以下の項目の順で決定する。

項目番号	「申告先種別コード」欄 処理	スペース	R	T
1	以下の条件をすべて満たす場合 申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力がなかった場合）が認定通関業者である 通関予定蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申告官署に変換を行う旨が登録されている 申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力がなかった場合）について認定通関業者用申告官署がシステム登録されている 申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力がなかった場合）の管轄税関と通関予定蔵置場の管轄税関が同一である	認定通関業者用申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する特別通關貨物を受付ける申告官署
2	上記以外の場合	通關予定蔵置場を管轄する申告官署	通關予定蔵置場を管轄する申告官署	

(3) 邦貨換算処理

「インボイス通貨コード」欄、「FOB通貨コード」欄及び「ベーシックプライス通貨コード」欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

通貨コードにより税額計算用の換算レートを適用する。

輸出申告変更の場合は、申告時の換算レートを適用する。

輸出予備申告変更の場合で、申告予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。

邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(B) 換算式

入力金額 × 適用レート

なお、換算の都度、円位未満は切捨てる。

(4) 申告価格算出処理

欄部毎に以下のとおり申告価格を算出する。

(A) 「ベーシックプライス金額」欄に入力された場合

ベーシックプライス金額を邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

(B) 「ベーシックプライス按分係数」欄に入力された場合

申告価格合計^{*1} × ベーシックプライス按分係数 を申告価格^{*3}とする。
ベーシックプライス合計^{*2}

(* 1) 下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格合計とする。

「FOB価格」欄に入力がある場合は、「FOB価格」欄

「FOB価格」欄に入力がない場合は、「インボイス価格」欄

(* 2) 下記のいずれかをベーシックプライス合計とする。

「ベーシックプライス合計」欄の入力値

「ベーシックプライス合計」欄に入力がない場合は、ベーシックプライス按分係数を入力している欄の合計値

(* 3) 申告価格の円位未満は切捨てる。

(C) 「ベーシックプライス金額」欄、「ベーシックプライス按分係数」欄のいずれにも入力がない場合、下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

「FOB価格」欄に入力がある場合は、「FOB価格」欄

「FOB価格」欄に入力がない場合は、「インボイス価格」欄

(5) 申告価格の統合処理

当該申告が大額申告の場合にのみ、輸出統計品目番号が同一のものについて、申告価格算出処理により取得した申告価格を統合する。

「NACCS用コード」欄に「Y」(再輸出の貨物)が入力された欄については、「Y」が入力された欄のみで統合を行う。

「NACCS用コード」欄に「X」(少額合算の貨物)が入力された欄は統合しない。

(6) 統計計上用計算処理

当該申告が大額申告であり、かつ普通貿易統計、金統計または通過貿易統計の計上条件に該当する場合に、以下の処理を行う。

ただし、次の場合は、普通貿易統計計上及び金統計計上から除外する。

「NACCS用コード」欄に「E」(普通貿易統計計上除外の貨物)が入力されている場合で、輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされていない物品。

「NACCS用コード」欄に「T」(通過貿易統計計上対象の貨物)が入力されている物品。

「輸出貿易管理令別表コード」欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。

「関税減免戻税コード」欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。

(A) 統計用申告価格の算出

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄の申告価格を累積し、統計用申告価格とする。

なお、累積した申告価格は1,000円未満を切捨てる。

(B) 統計数量への換算処理

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄について入力された数量単位をシステムに登録されている統計単位に基づき統計数量に換算し、累積したものを統計数量とする。

なお、累積した数量は統計単位未満を切捨てる。

(7) 代表輸出統計品目番号の設定処理

当該申告が大額申告の場合にのみ行う。

申告価格算出処理により取得した申告価格^{*4}の一番高い欄の輸出統計品目番号の上位4桁を代表輸出統計品目番号として設定する。

「NACCS用コード」欄に「X」(少額合算の貨物)が入力されている場合は、代表輸出統計品目番号にはならない。

(* 4) 申告価格の統合処理により統合された場合は、統合後の申告価格

(8) あて先部門の決定処理

あて先部門は、当初の輸出申告等のあて先部門を引き継ぐ。

なお、コンテナ扱い申出適用後の変更事項登録の場合またはあて先官署コードが変更された場合は、「輸出統計品目番号」欄等に入力された内容に基づき、あて先部門を決定する。

ただし、「あて先部門コード」欄に入力がある場合は、入力された部門とする。

(9) 申告等番号の枝番払い出し処理

申告等番号の枝番を払い出す。

ただし、輸出申告等変更事項の訂正の場合は、新たな枝番の払い出しを行わない。

(10) 搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理

E D C業務により搬入時申告または開庁時申告の旨が登録され、当該申告が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、搬入時申告または開庁時申告の旨の情報を解除する。

(11) 輸出申告D B処理

入力内容を輸出申告D Bに登録・更新する。

申告等番号の枝番が払い出された場合は、旧輸出申告情報に削除の旨を登録する。

特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告で許可保留の状態の申告に対して本業務を行った場合は、許可保留の状態を解除する。

(12) 貨物情報D B処理 (S e a - N A C C Sのみ)

貨物情報D Bの申告情報を更新する。ただし、郵便物である旨の入力がある場合は、処理を行わない。

(13) 輸出貨物情報D B処理 (A i r - N A C C Sのみ)

郵便物である旨の入力がある場合は、処理を行わない。

(A) 輸出申告等変更に係る変更事項の登録の場合

輸出貨物情報D Bの申告情報を更新する。

なお、AWB番号が変更されている場合は、旧輸出申告D Bに登録されているAWB番号に係る輸出貨物情報D Bから輸出申告等された旨を取り消す。

(B) 輸出申告等変更に係る変更事項の訂正の場合

AWB番号が変更されている場合は、変更前のAWB番号に係る輸出貨物情報D Bから輸出申告等された旨を取り消す。

(C) 予備申告変更に係る変更事項の登録の場合

予備申告時に輸出貨物情報D Bを作成した場合は、輸出貨物情報D Bを削除する。

なお、輸出貨物情報D Bに予備申告以外の情報（E D C業務及び「輸出申告審査終了（C E E）」業務以外の業務で登録された情報）が登録されている場合は、予備申告された旨を取り消す。

(14) 輸出自動車D B処理

輸出自動車情報登録番号が入力された場合は、輸出自動車D Bに輸出申告等の旨を登録・更新する。

輸出自動車情報登録番号が登録されている場合で、異なる輸出自動車情報登録番号が入力された場合は、変更前の輸出自動車D Bの輸出申告等の旨を取り消す。

輸出自動車情報登録番号が登録されている場合で、輸出自動車情報登録番号が入力されなかった場合は、変更前の輸出自動車D Bの輸出申告等の旨を取り消す。

(15) インボイス・パッキングリストD B処理

(A) 「電子インボイス受付番号」欄に輸出申告D Bに登録されている電子インボイス受付番号と異なる内容の入力があった場合

入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストD Bに、輸出申告等（予備申告の場合は除く。）がされた旨を登録する。

輸出申告D Bに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストD Bから、輸出申告等（予備申告の場合は除く。）がされた旨を取り消す。

(B) 「電子インボイス受付番号」欄に入力がない場合

輸出申告D Bに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストD Bから、輸出申告等（予備申告の場合は除く。）がされた旨を取り消す。

(16) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合は、処理結果通知に注意喚起メッセージを出力する。

申告官署と通関予定蔵置場を管轄している税關官署が異なる場合。（特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。）

統合処理後の輸出統計品目番号毎の申告価格がシステムに設定されている単価の範囲以外の場合。

貨物に事故情報が登録されている場合。（S e a - N A C C Sのみ）

「輸出貿易管理令別表コード」欄に申告価格合計の範囲を限定するコードの入力がある場合に、当該コード毎の申告価格合計がその範囲を超える場合。

貨物が通関予定蔵置場に搬入されていない場合。（コンテナ扱い申出、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。）（Sea-NACCSのみ）

（17）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告入力控情報	輸出予備申告、コンテナ扱い申出に係る変更事項登録の場合	入力者
輸出申告変更入力控情報	上記以外に係る変更事項登録の場合	入力者

7. 特記事項

（1）入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、申告等種別および大額・少額識別により画面コードを指定する必要がある。

指定する画面			選択条件	
システム	画面コード	画面名	申告等種別	大額・少額識別
Sea-NACCS	S E L	輸出申告(大額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「L」の場合
	S E S	輸出申告(少額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「S」の場合
	S T L	特定輸出申告(大額)	「T」の場合	「L」の場合
	S T S	特定輸出申告(少額)	「T」の場合	「S」の場合
	S G L	展示等積戻し申告(大額)	「G」の場合	「L」の場合
	S G S	展示等積戻し申告(少額)	「G」の場合	「S」の場合
	S C L	コンテナ扱い申出(大額)	「C」の場合	「L」の場合
Air-NACCS	A E L	輸出申告(大額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「L」の場合
	A E S	輸出申告(少額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「S」の場合
	A T L	特定輸出申告(大額)	「T」の場合	「L」の場合
	A T S	特定輸出申告(少額)	「T」の場合	「S」の場合
	A G L	展示等積戻し申告(大額)	「G」の場合	「L」の場合
	A G S	展示等積戻し申告(少額)	「G」の場合	「S」の場合

（2）予備申告の変更における、あて先官署コードの変更について（Air-NACCSのみ）

（A）「申告先種別コード」欄に「T」以外が入力された場合で、以下の条件をすべて満たす場合は、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードの管轄する申告官署への変更のみ可能
現審査区分が「検査扱い」である。

入力者が、本業務が入力された日において認定通関業者である。

変更前のあて先官署コードが、官署変更可能な税關官署である。

「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードの管轄する申告官署が、官署変更可能な税關官署である。

変更前のあて先官署コードと、「通關予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードの管轄する申告官署が、異なる税關官署である。

変更前のあて先官署コードと、「通關予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードの管轄する申告官署が、同一税關内である。

(B) 「申告先種別コード」欄に「T」が入力された場合で、以下の条件をすべて満たす場合は、「通關予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通關貨物を受付ける申告官署への変更のみ可能

現審査区分が「検査扱い」である。

入力者が、本業務が入力された日において認定通關業者である。

変更前のあて先官署コードが、官署変更可能な税關官署である。

「通關予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通關貨物を受付ける申告官署が、官署変更可能な税關官署である。

変更前のあて先官署コードと、「通關予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通關貨物を受付ける申告官署が、異なる税關官署である。

変更前のあて先官署コードと、「通關予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通關貨物を受付ける申告官署が、同一税關内である。

(C) あて先官署コードが変更された場合は、「記事(税關)」欄について、入力内容により以下の優先順位で編集し、輸出申告DBに登録する。

：スペース

項目番号	条件	122	・	・	+	・	・	・	130	・	・	・	・	+	・	・	・	140
1	122桁目以降がスペースの場合	□	官署コード ^{*6} (2桁)	部門コード ^{*6} (2桁)					申告等番号 ^{*5} (11桁)								審査区分 ^{*7} (1桁)	
2	122桁目以降がスペースではなく、124桁目以降がスペースの場合	編集なし	□	官署コード ^{*6} (2桁)	部門コード ^{*6} (2桁)				申告等番号 ^{*5} (11桁)									
3	124桁目以降がスペースではなく、129桁目以降がスペースの場合	編集なし							申告等番号 ^{*5} (11桁)									
4	129桁目以降がスペースではなく、136桁目以降がスペースの場合	編集なし								官署コード ^{*6} (2桁)	部門コード ^{*6} (2桁)							
5	上記以外の場合	編集なし																

(* 5) 入力された申告等番号を登録する。

(* 6) 入力された申告等番号に係るあて先官署コード及びあて先部門コードを登録する。

(* 7) 入力された申告等番号に係る審査区分選定時の審査区分を登録する。